

令和2年1月17日

お客様各位

佐賀西信用組合

**「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインおよび
民法改正を踏まえた預金規定等の改定」について**

当組合は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」および民法改正を踏まえ、令和2年4月より、預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

上記の変更に伴い、以下のとおり預金規定等を改定いたします。

1. 対象となる預金規定等

※改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

- ・ 当座勘定規定
- ・ 普通・納税準備預金共通規定
- ・ 通知預金規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 定期預金共通規定
- ・ 各種定期預金規定
- ・ 定期積金規定

2. 規定適用開始時期

令和2年4月1日（水）

3. 主な改定内容（例：普通・納税準備預金共通規定）

- （1）「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。
- （2）当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。
- （3）預金者の後見人等の後見等の開始の際の届け出に関する改定条文を追加します。
- （4）定型約款における約款変更（規定の変更）に係る条文を追加します。
- （5）定期預金規定における中途解約制限条項に関する条文を改定します。

※ 普通・納税準備預金共通規定以外の規定についても同様の改定を行います。

○改定後の預金規定は、以下の【参考】をご確認ください。

以上

【参考】

- ・ [各種預金規定（改定後）](#)
- ・ [各種預金規定（新旧対照表）](#)